会　議　録

会　議　名	第２回米原市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	平成27年５月25日（月）午後７時～８時30分
開催場所	米原市役所 山東庁舎 別館会議室２ＡＢ
出席者および欠席者	出席者：平尾道雄市長(会長)、菅野道英委員(代理出席)、畑村伸子委員、清水俊昭委員(阪根生活安全課長同席)、西田弘委員、山本太一委員、藤塚克則委員、鈴木金良委員、筒井利之委員、吉田待子委員、宮永房一委員、礒谷晃委員、河居郁夫委員、佐竹登志子委員、吉田正子委員、桂恵美子委員 米原市：要石総務部長、鍔田人権政策課長、岡田学校教育課長、土田人権政策課長補佐、北川主幹、伊藤主査、石田主事
議　題	【報告事項】 ① 米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例および いじめ対策の概要について ② 米原市いじめの防止等のための基本方針について ③ 米原市いじめ問題専門委員会の取組について ④ 平成26年度米原市立小中学校のいじめの現状および 米原市いじめ問題調査委員会の取組について 【協議事項】 ① 平成27年度米原市いじめ問題対策連絡協議会の事業計画について ② いじめの防止等のための機関連携について（米原警察署から説明） ③ その他
結　論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	報告事項では、条例等の概要説明をはじめ、いじめ問題専門委員会の取組やいじめの現状等について事務局から説明を行った。 協議事項では事務局から平成 27 年度事業計画について提案させていただき、委員から特段意見はなかった。また、いじめ防止等のための機関連携について米原警察署から提案があり、効果的な連携の在り方などについて意見交換を行った。
審議経過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	詳細は別紙議事録のとおり。

会議の公開・非公開の別	□公 開 ■一部公開 □非 公 開 一部公開または非公開とした理由 （　米原市情報公開条例第７条第５号の規定による　）
会議録の開示・非開示の別	□開 示 ■一部開示（根拠法令等：米原市情報公開条例第７条第５号） □非 開 示（根拠法令等：　　　　　　　　　　）
全部記録の有無	会議の全部記録　■有　□無 録音テープ記録　□有　■無
担　当　課	総務部　人権政策課（ 内線91-121 ）

議　事　録

要石部長（司会）

平成25年９月、いじめ防止などの対策について、関係者の責任を明らかにし、社会総がかりでいじめ防止に努めることを目的とする「いじめ防止対策推進法」が施行された。

米原市においても、いじめの防止などの施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年10月１日に米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例を施行し、昨年11月５日に第１回の会議を開催した。本日第２回の会議を開催することとなったため、よろしくお願いしたい。

平尾市長（開会挨拶）

時代の変化は速く、インターネットをはじめ、情報媒体、情報通信体系が大きく変化した。その一方で情報が瞬時に手に入るということで、大量の情報が一瞬の内に入手できる環境にあり、便利な反面、情報化が私たちの社会にどのような影響を与えているのか、改めて問い直す必要がある。

また、少子高齢化が進み、地域のあり方や地域が持っている本来の機能も随分と変わってしまった。地域社会のあり方や、それぞれが持っている価値観についても、もう一度議論をし直す時期に来ているのではないかと感じている。そうした中、全国的にも、いじめ問題をはじめ、児童虐待、体罰、自死の問題等、極めて深刻な命に関わる痛ましい事件や事故が毎日のように起こっており、そのことについても、お互いに危機感をもって、問い直したいと思っている。

こうした中、米原市では平成24年度から、教育委員会の中で、「米原市いじめ等対策推進本部」を設置いただき、いじめ問題に取り組んできた。平成25年９月には「いじめ防止対策推進法」が施行され、地方公共団体は関係機関との連携を図るために「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができると定められた。この協議会は首長が会長となって、いじめ問題等、いじめ防止等に対する施策の推進、関係機関との連携を進めていくこととなる。

昨年 12 月の文部科学省が公表した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では全国的に平成25年度分の結果は前年度と比較して、認知件数はわずかながら減少しているが、滋賀県や米原市においては、残念ながら大幅な増加傾向にある。本市においても、多くの学校でいじめ問題が現実に起こっており、平成24年度は小中学校併せて16件であったものが、平成25年には36件のいじめ件数が報告されるなど、厳しい現状がある。

いじめ問題は学校の中だけではなく、社会全体で取り組んでいく必要があり、総合的かつ効果的な体制作りが求められている。本日は委員の皆様には活発な議論をいただき、今後ともいじめ問題防止に向けて、御支援、御協力をよろしくお願いしたい。

《委員紹介（略）》

《過半数の委員が出席しており、協議会が成立している旨報告される》

【議　　事】

会長（平尾市長）

本日は報告事項が４件、協議案件が２件あるので、御審議賜りたい。

なお、米原市いじめ問題対策連絡協議会については、米原市の付属機関の設置および運営に関する基本方針第８条第１項に基づき、積極的な情報公開の側面から会議は原則公開にさせていただいているが、報告案件である市内小中学校のいじめの現状等については個人情報等が含まれていることから、非公開とさせていただいているので、御理解願いたい。

【報告案件】
① 米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例およびいじめ対策の概要について（事務局説明）
② 米原市いじめの防止等のための基本方針について（事務局説明）

米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例について説明申し上げる。資料３の米原市いじめ防止等への施策、組織図を御覧いただきたい。

平成25年６月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年９月28日に施行された。同法では、いじめへの対応と防止について学校や行政などの責務が規定され、地方公共団体は条例に基づき、いじめ問題対策連絡協議会とその他必要な組織を置くことができると定められた。米原市においても、いじめを禁止する法の主旨に則り、いじめの防止等に関係する機関や団体が連携を図り、いじめの防止のための施策を総合的、効果的に推進できる体制を強化する必要があるため、「米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を制定し、平成26年10月１日から施行している。

いじめ防止対策推進法に基づき、平成25年10月、国においていじめ防止基本方針が策定されており、平成26年３月には、滋賀県いじめ防止基本方針が策定されている。本日開催している協議会は、法第14条第１項に基づく「いじめ問題対策連絡協議会」であり、平成26年11月５日に設置された。会長は市長とし、協議会は会長および関係機関および団体の委員20人以内をもって組織する。事務局を人権政策課とし、いじめの防止等に関する施策の推進に関すること、いじめの防止などに関係する機関および団体の連携を図るために、必要な事項を所掌事務とする。

また、当協議会を円滑に推進するため「米原市いじめ問題専門委員会」を置く。この専門委員会は、教育長を委員長とし、関係行政機関等の職員を委員としている。「米原市いじめ問題対策連絡協議会」の所掌事務を円滑に推進するため、学校教育課を事務局として設置し、平成25年11月に第1回会議を開催し､以後随時開催されている米原市ストップいじめプロジェクト ワーキングチームがこれに当たる。

「米原市いじめ問題調査委員会」については米原市教育委員会に設置し、市内小中学校におけるいじめの問題の現状把握、当事者間の調整や必要な調査、重大事態に係る事実関係の調査等を行う。委員は５人以内をもって組織し、臨床心理士等子どもの発達心理等についての専門的知識を有するもの、教育に関し識見を有する者、弁護士、医師、その他教育委員会が適当と認めるものの内から委嘱を行う。

「米原市いじめ問題再調査委員会」は、いじめ問題調査委員会の報告を受け、米原市長が当該報告に係る重大事態への対処、または当該事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認める時は、調査結果について再調査を行う。委員は５人以内をもって組織し、医療または福祉に関する業務に従事する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他、市長が特に必要があると認めるものの内から委嘱し、または任命する。再調査委員会は、市長の諮問に応じ再調査を行うが、再調査を行った場合には、その結果を議会に報告する。

これらの組織は、それぞれの役割を明確にした上で、公平性、忠実性の確保をしつつ、連携を図っていく。

引き続き、「米原市いじめの防止等のための基本方針」について説明申し上げる。資料４を御覧いただきたい。基本方針については、平成26年11月５日に開催された「第１回いじめ問題対策連絡協議会」にて基本方針案について説明させていただき、その後、議会での説明などを経て、パブリックコメントを実施し、市民の皆様から御意見をいただいて、本年５月に策定した。

１ページの目次をお願いしたい。米原市いじめの防止等のための基本方針については、第１「いじめの防止等のための対策の基本的な考え方」から、第４の「重大事態への対処」までの構成となっている。

第１「いじめの防止等のための基本的な考え方」については、いじめ防止対策推進法第２条で、いじめの定義が「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」となされており、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうるととらえ、いじめの行為については厳しく対処することはもちろん、その行為にいたった要因や、背景も十分に分

析して、早期解決及び再発防止に努めることを基本理念としている。従って、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを策定の目的とした。

第２「いじめの防止等のために米原市が実施する施策」については、（１）いじめの防止等のための組織として、条例に基づき米原市いじめ対策連絡協議会を設置する。３ページをお願いしたい。学校におけるいじめ問題の現状把握、当事者間の調整や必要な調査等を行うために、教育委員会は②の米原市いじめ問題調査委員会を設置する。また、米原市いじめ問題調査委員会の報告を受け、当該報告にかかる重大事態への対処、または当該事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認める時は、調査結果について再調査を行うため、市長を会長とし、③の米原市いじめ問題再調査委員会を設置する。これらの組織は、役割を明確にした上で、公平性、中立性の確保をしつつ、連携を図っていく。次の（２）米原市および教育委員会の取組については、家庭、学校および地域が連携した見守り活動の場づくりを進め、いじめの早期発見に努めるとともに相談体制を整備する。家庭、学校、地域、警察、児童相談所等との連携を図り、必要な相互の連絡調整を行う。４ページ④の教職員の資質向上について、教育委員会は研修の充実を通じた教職員等の資質向上および必要に応じた人材確保に努める。⑤の啓発活動の推進については、市および教育委員会はいじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、必要な広報、その他啓発活動を行う。⑥のいじめに対する措置として、教育委員会は学校からの報告を受けた時は、必要な支援、措置を講ずることを指示し、重大事態と判断した場合は、小中学校とともに必要な調査を行う。

５ページの第３「いじめの防止等のために小中学校が実施する施策」については、小中学校は当基本方針に基づき、当該小中学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を策定する。これにより、校長がリーダーシップをとり、複数の教職員スクールカウンセラー等により構成されるいじめの防止等に実効的に取り組む組織を設置する。また、定期的にいじめの防止等の取り組み評価アンケートを実施し、その結果の分析や学校基本方針の見直しなどもこの組織において行う。（３）小中学校におけるいじめの防止等に関する取組については、まず①のいじめの防止として、全教職員の理解の下、様々な教育活動を通じて人権教育を推進し、いじめが生まれにくい環境を作るため、全ての児童生徒を対象に道徳教育および体験活動の充実を図る。６ページで②のいじめの早期発見になるが、日常的に児童生徒の様子や行動を観察し、多くの保護者と連携することで学校内外のいじめの早期発見に努め、小中学校は児童生徒がいじめを受けているとわかった時は、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに再発防止に努め、いじめの早期解決を図る。

第４「重大事態への対処」については、重大事態とは児童生徒の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた時や、児童生徒が相当の期間、学校を欠席すると余儀なくされている疑いがあると認める時と定義し、小中学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。教育委員会または小中学校は重大事態に対処するとともに、その経緯と関係性を明確にするために調査を実施する。なお、小中学校が主体の調査では、その対処および事案の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断した場合は、調査委員会において調査を実施し、調査結果を市長に報告する。７ページをお願いしたい。最後の（２）になるが、市長は調査結果について必要があると認める時は再調査を行い、市長および教育委員会は再調査の結果を踏まえ、当該調査にかかる重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な処置を講じる。また、市長は再調査を行ったとき、その結果を議会に報告を行うものである。

米原市として、いじめられている児童生徒がいる場合はその子を囲むように学校、教育委員会、市長はもとより、警察などの関係機関を含め、互いに報告や相談、支援などを丁寧に行い、児童生徒や時には保護者を最後まで守り抜くため、組織の関係性を機能させたいと考えている。いじめのない社会実現を目指し、市全体でいじめの防止や早期解決に取り組んでいく。

≪質疑等≫

委員：基本方針の３ページ、②米原市いじめ問題調査委員会の最後に、「委員は、臨床心理士、学識経験者、弁護士、医師、その他教育委員会が必要と認める者で構成する」とあるが、「その他教育委員会が必要と認める者」とは具体的にはどなたを指すのか。

事務局：いじめ問題調査委員会については、臨床心理士、学識経験者、弁護士、精神科医をメンバーとして発足させている。教育委員会が認める者というのは、メンバーとして必要があれば、その中に含めるということで御理解いただきたい。

【報告案件】

③ 米原市いじめ問題専門委員会の取組について（事務局報告）

④ 平成26年度米原市立小中学校のいじめの現状および米原市いじめ問題調査委員会の取組について

《米原市情報公開条例第７条第５号の規定により非公開》

【協議案件】

① 平成27年度米原市いじめ問題対策連絡協議会の事業計画について（事務局説明）

資料５を御覧いただきたい。当連絡協議会は、年間２回の開催を計画している。本日５月 25 日に第２回の連絡協議会を開催させていただいた。第３回の連絡協議会は１１月に予定している。今年度のいじめの状況報告をさせていただき、Ｍ－ＳＩＰ（いじめ問題専門委員会）の活動状況も合わせて報告させていただく。また、いじめ問題調査委員会の進行状況についても説明させていただく。第４回の連絡協議会は、平成２８年５月となる。

平成 27 年度の米原市いじめ問題専門委員会（Ｍ－ＳＩＰ）については、原則月に１回開催し、今年度は６月から実施する。いじめについての具体的な検討を行ったり、各学校でいじめの把握につかえる調査用紙を検討したりしていく。８月には、専門委員会のスクールソーシャルワーカーの鈴木秀一先生を講師に、教職員研修会を実施する。生徒指導担当者はもちろん若手教職員に呼びかけ、２学期の実践に生かせる研修を行う。平成 28 年２月にも研修会を実施する予定であるが内容は検討中であり、11 月の連絡協議会で報告させていただけるものと思われる。

≪質疑等なし≫

②いじめ防止等のための機関連携について（米原警察署から説明）

近年発生した全国的ないじめ事案について考えると、まず周りの大人がＳＯＳのサインを受け取ることができなかったことを考えなければならない。もし大人や周りの者が被害者、少年のＳＯＳを把握していたら、救うことができたかもしれない。悲惨な事件を繰り返さないためにも、どうすれば事件を防ぐことができるかを考える必要があり、児童生徒が不登校等で問題を抱えた場合には、大人がもっと積極的に同級生や友だちから情報を集めるという姿勢が必要ではないかと考えている。助けを求めている子どもがいたら、しっかり耳を傾けていくということが大人の役割でもあり、本協議会もその任務があると考えている。

学校や教育委員会、警察等々の連携が一番大事になってくるが、この連携に関しては、平成 21 年５月１日に米原市教育員会と警察本部において、「児童生徒の健全育成に係る学校と警察の連携に関する申合せ」というものが交わされている。この申合せは、児童生徒の非行を防止し、そして犯罪から保護する、そして健全な育成を図るということが目的である。いじめ問題というのは、深刻になればなるほど、潜在化すればするほど、学校現場だけで対応するということが非常に難しくなる。早い段階で、警察と教育委員会、学校が連携を図る必要がある。最近潜在化しているネットいじめも増加していおり、実情を把握するのは大変難しいことでもあるが、定期的にアンケートを実施するなど、早期に現状を把握し対策を取っていきたいと考えているため、引き続きよろしくお願いしたい。

《質疑等。一部、米原市情報公開条例第７条第５号の規定により非公開》

会長：定期的に実施するアンケートについての話があったが、どのようにされているのか。

委員：学校では最低でも学期に１回はアンケートを実施し、さらにそのアンケートを基に教育相談をされている。やはり、いじめ問題に関しては、学校や教育委員会だけではなく、地域ぐるみでの取組が非常に有効であると考えている。

会長：委員も言われているように子どもたちのＳＯＳにしっかり向き合い、早期発見するということを今一度考え直さなければならないと感じている。特に行政や教育委員会、現場においてはこのことを肝に銘じ、決意を新たにすべきである。

事務局：ラインやツイッターなどの問題については、学校での問題が家庭でも起き、家庭でのトラブルが学校でのトラブルにつながるということに十分注意して学校とも連携しているが、まず子どもたちの方で自分たちが決めたことは自分たちで守るということが大切であり、できれば市内全域でネットの使い方についてのルールも作っていく必要もあると考えている。

委員：中学校の方では、親も保護者、生徒も含めてネットに関する研修会等を何回か実施している。特に私が思うこととして、ネットトラブルは親や周りの教師、学校もわからないという状況の中で、生徒だけで動いているということが非常に多く、なかなかそれが見えにくいのではないかということ。子どもとの話の中でどういうことが起こっているかという情報収集をいかに早くできるかということが､早期発見できる一つの方法ではないかということで、今ほども話を聞かせていただいた。また、学校現場で、いじめはいつ、どこでも起こりえる、そういう可能性があるというお話が先ほどもでていたが、いじめは根深いものがあり、してはいけないという指導だけで通用するものはないと思っている。やはり子どもたち自身でいじめを起こさない雰囲気を作っていくことが大事であるということは常々考えている。

委員:今小学校の方でも､スマホや携帯を持つ子どもたちの保有率は全国的にも高まっており、本校でも子どもたちが塾や習い事をする関係で、親が子どもたちに持たせるケースがある。そうした中で、子どもたちがついつい学校でそれを使うこともあり問題が起こっている。特にラインにより子どもたち同士で連絡をしているようだが、普段しているゲーム機を通じてラインをすることも可能であり、居場所だけを知らせるだけなら簡単携帯を持たせることなどもできる。そうした実態に保護者の方がうといということもあるが、まずしっかりと実態をつかむことも大切である。保護者への啓発や研修についても、学校や社会全体で行う必要があると考えている。

　もう一点、警察との連携というお話があったが、連携の必要性は感じているが、いじめが発生したときに、具体的にどのような形で連携していくのかという辺りも見えてくる必要があると感じている。生徒指導上の問題で何回か警察に出向いてケース会議に出席を求めたことなどもあり、こんな連携の仕方もあるというようなことを、もう少し深めていけたらと考えている。

委員：確かに連携といっても難しい部分はあるが、些細な情報であっても提供いただければ、当方で様々な情報を資料として蓄積することができる。特に校園長会などを通じて、意見交換させていただくなど、たとえ電話一本だけでも結構なので連絡いただけるとありがたいと考えているので、今後ともよろしくお願いしたい。

会長：要はお互いが信頼関係の下で敷居を低くし、情報交換させていただく中で解決の糸口が見つかるかもしれない。委員の皆様には大変厳しい状況の中で御苦労をいただいており、やはり最後は子どもたちの笑顔をみんなでどう作っていくかというような立場で、御協力をいただきますようお願いしたい。

　ほかに何かございますか。

委員：学校現場にいた時は、生徒指導の関係で定期的に警察へ出向いて情報交換させていただいた。今でもたまに校長が出向いて、様々な相談をさせていただいているが、やはり、大きい事件が起こる前の事前の連絡、連携というのが何よりも大切であると感じている。いじめ問題すべてにわたって、普段から子どもと学校、先生が良好な関係をつくるためにも校園長会を通じて話をさせていただこうと考えているので、よろしくお願いしたい。

山本教育長（閉会挨拶）

閉会にあたり、一言お礼を申し上げる。本日は委員の皆様から活発に御意見をいただいたが、学校での人権文化をいかに育んでいくかが非常に大切だと私は考えている。また、本日委員からも意見があったように、いかに子どもたちと向き合い、子どもたちのＳＯＳをいかに早く把握できるかが大切である。そのためには日ごろから子どもと保護者、学校、地域などが信頼関係の下に連携し、いじめの未然防止に努めていかなければならない。今後、米原市の子どもたちが健やかに育ち、楽しく学校生活を送っていただけることを期待するとともに、委員各位の御協力をお願いし、閉会の挨拶とさせていただく。